平成２４年（フ）第１２９号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋514番地
破産者　高江洲よし美
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３０号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目10番５―101号
県営比屋根団地
破産者　仲村　樹春
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３１号
沖縄県沖縄市比屋根２丁目10番５―101号
県営比屋根団地
破産者　仲村まゆみ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３３号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目31番４号　盛正アパート201
破産者　喜納　　武
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３４号
沖縄県沖縄市登川２丁目23番10号　オアシスショコラ102
破産者　岡澤　健一
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３７号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆163番地３　サンハイム貴101
破産者　神谷　智史
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３８号
沖縄県うるま市字具志川2520番地３　エクセラン栗山201
破産者　新城　真子（旧姓天願）
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３９号
沖縄県中頭郡中城村字当間752番地３
破産者　翁長　志乃
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４０号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目11番６号
破産者　町田　武志
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４１号
沖縄県沖縄市南桃原４丁目11番６号
破産者　町田　光子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４２号
沖縄県うるま市字江洲18番地
破産者　宮城　勝美（旧姓宇栄原）
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４３号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1137番地１　トリイアパートＴ－３Ａ
破産者　田中　祥子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４４号
沖縄県うるま市石川山城147番地
破産者　山城　直秀
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４６号
沖縄県宜野湾市字愛知245番地　オアシスＲＥＮ301号
破産者　太田　美幸
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１４９号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆187番地３
破産者　寄川　　愛
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１５０号
沖縄県沖縄市美里６丁目16番Ａ７―404号
美里団地
破産者　又吉　　亮
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１５２号
沖縄県中頭郡中城村字南上原525番地２　サン．クレスト．フティマ302号
破産者　武富　沢菜（旧姓宮城）
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１５３号
沖縄県うるま市字高江洲600番地３
破産者　照屋　愛弓（旧姓島袋）
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第18号

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画の変更について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成24年10月31日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
東京都中央区晴海一丁目８番12号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
東京都中央区晴海三丁目の一部
5　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成18年８月10日
6　権利変換計画について軽微な変更をした年月日
平成24年10月19日

以　上

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第288号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成24年10月31日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成24年９月28日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業にかかる計量器の校正等の事業の範囲
0211	NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社 東京都品川区西五反田八丁目１番５号	NEC Avio赤外線テクノロジー株式会社　品質保証部 東京都品川区西五反田八丁目１番５号	電気（直流・低周波）	全部失効